

第二百二十九号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項イ中「結核病検査」を「結核検査」に、「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に、「ピロプラズマ病検査」を「ピロプラズマ症検査」に、「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に改め、同項ロ中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改め、同項ニ中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同表十三の項チ中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項又中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この条例は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十二の項口の改正規定 公布の日
- 二 別表十二の項ニの改正規定 令和三年四月一日
- 三 別表十三の項チ及びヌの改正規定 令和三年八月一日

（提案理由）

第二百二十九号議案 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。